

令和3年広審第4号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 三級海技士（航海）

本件について，当海難審判所は，理事官浅野活人出席のうえ審理し，次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の三級海技士（航海）の業務を2箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年4月20日20時09分少し過ぎ
香川県小瀬居島西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A
総 ト ン 数 499トン
全 長 65.15メートル
機関の種類 推進用電動機
出 力 740キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成22年4月に進水した、船尾船橋型の鋼製貨物船で、ディーゼル発電機3機、推進用電動機2機及び二重反転プロペラ1軸で構成する電気推進装置並びにバウスラストを備え、操舵室前部に設置したコンソールの中央に操舵スタンド、右舷側に機関遠隔操縦及びバウスラスト制御各装置、左舷側にレーダー2台及び電子海図システムを装備し、同室右舷前部天井に第二種船橋航海当直警報装置（以下「居眠り防止装置」という。）を設けていた。

居眠り防止装置は、操舵室のテレグラフを前進に操作することで主機関の前進信号が伝達されて電源が入り、熱式センサーに船橋当直者の身体の動きが検知されずに4分経過すると、第1段階として操舵室の警報ブザーが、更に1分経過すると第2段階として航海船橋甲板下の居住区通路に設置された外部警報ブザーが、身体の動きが検知されるまで鳴り続ける仕様であった。

(2) a 受審人の経歴等

(省略)

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか5人が乗り組み、空倉のまま、船首2.8メートル船尾3.8メートルの喫水をもって、令和2年4月20日08時00分山口県徳山下松港を発し、三重県四日市港に向かった。

a 受審人は、船橋当直を、一等航海士、二等航海士及び自身の順に輪番で入直する単独の4時間3直体制とし、出港操船に引き続き、同当直に就いて周防灘を東行し、11時00分山口県平郡島北方沖合で、二等航海士に船橋当直を委ねて降橋し、来島海峡航路での操船指揮に備えて自室で待機した。

a 受審人は、15時00分昇橋し、操船指揮を執って来島海峡航路の通航を終え、16時00分一等航海士に船橋当直を委ねて降橋し、19時00分香川県栗島北方沖合で、再び昇橋し、同航海士から同当直を引き継ぎ、レーダーを3海里及び電子海図システムを6海里の各レンジで作動させて備讃瀬戸南航路に沿って航行した。

19時45分 a 受審人は、小瀬居島灯台から245度（真方位、以下同じ。）4.3海里の地点で、南備讃瀬戸大橋下方に至れば針路を転じる予定で同大橋中央部に向けて針路を064度に定め、10.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵として進行した。

19時53分 a 受審人は、小瀬居島灯台から245.5度3.0海里の地点に達したとき、天候が穏やかであった上、レーダー及び目視で周囲を確かめたところ、船舶が輻輳することもなく、操業中の漁船も認めなかったことから、気が緩んで眠気を催したが、間もなく転針予定地点に至るので居眠りすることはないものと思い、船橋ウイングに出て外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく、操舵スタンドに両肘を置いた姿勢で見張りに当たるうち、いつしか居眠りに陥った。

こうして、Aは、南備讃瀬戸大橋下方に至っても針路が転じられないまま続航し、20時09分少し過ぎ小瀬居島灯台から260度210メートルの地点において、原針路及び原速力で、小瀬居島西岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に凹損を、船底内部材、ビルジキール及び推進器翼に曲損を生じ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、四日市港に向け、備讃瀬戸南航路を航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、小瀬居島に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、四日市港に向け、単独の船橋当直に就いて備讃瀬戸南航路を自動操舵で航行中、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、船橋ウイングに出て外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、間もなく転針予定地点に至るので居眠りすることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、小瀬居島に向首進行して同島西岸に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を 2 箇月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 3 年 7 月 28 日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 濱 田 真 人

審判官 永 木 俊 文

審判官 岸 尾 光 一